

同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表三(一) 平十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

21「29」欄には、「11」欄がマイナスであるときは、「7」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載しますが、「27」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、「29」欄には、「11」欄がマイナスであるときは、「7」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載しますが、「27」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

当期留保金額の計算	留保所得金額 (別表四「38の」)	1	円	所得金額総計 (別表四「29の」)	13	円	
	法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」)	2			受取配当等の益金不算入額 (別表八「12」又は「24」から令第139条の8の配当等の額に係る金額を除いた金額)	14	
	住民税額の計算 住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」-別表六(一)「23の計」-別表六(八)「9」-別表六(九)「19」-別表六(十)「28」-別表六(十三)「27」-別表六(十六)「20」-別表六(十七)「28」-別表六(二十)「30」)	3			法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「16」及び益金算入附帯税(利子税を除く。)の受取額)	15	
	住民税額 (3) × 20.7%	4			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十二)「42」)	16	
	当期留保金額 (1) - (2) - (4)	5			沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)	17	
	期末資本の金額又は出資金額	6			収用等の場合等の所得の特別控除額(別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	18	
	同上の25%相当額	7			肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十六)「22」)	19	
	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の」)	8			特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額	20	
	期中増減 適格合併等により増加した利益積立金額	9			課税済留保金額の損金算入額 (別表十七(二の二)「32」)	21	
	適格分割型分割等により減少した利益積立金額	10			課税対象留保金額の益金算入額 (別表十七(二)「40」)	22	
	期末利益積立金額 (8) + (9) - (10)	11			所得等の金額 (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20) + (21) - (22)	23	
	積立金基準額 (7) - (11)	12			所得基準額 (23) × 35%	24	
			定額基準額 1,500万円 × 12	25			
			留保控除額 (12)、(24)と(25)のうち多い金額)	26			
			課税留保金額 (5) - (26)	27	000		

留保金額に対する税額の計算

課税留保金額		税		額	
年3,000万円相当額以下の金額 (27)又は(3,000万円 × 12)のいずれか少ない金額)	28	円	(28)の10%相当額	32	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額((27) - (28))又は(1億円 × 12 - (28))のいずれか少ない金額)	29	000	(29)の15%相当額	33	
年1億円相当額を超える金額 (27) - (28) - (29)	30	000	(30)の20%相当額	34	
計 (27) (28) + (29) + (30)	31	000	計 (32) + (33) + (34)	35	